

# 熊本県公報

号外 第 4 号  
平成 29 年 1 月 27 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 平成 25 年 4 月 19 日熊本県告示第 484 号（熊本県公印規程第 5 条の規定による公印の登録）の一部改正……………（県政情報文書課） 1
  - 熊本県公印規程の一部を改正する訓令……………（県政情報文書課） 1

## 告 示

### 熊本県告示第 53 号の 2

平成 25 年 4 月 19 日熊本県告示第 484 号（熊本県公印規程第 5 条の規定による公印の登録）の一部を次のように改め、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。  
平成 29 年 1 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 項の表 38 の項及び 52 の項中「県央広域本部土木部長」を「産業技術センター所長」に改める。

## 訓 令

### 熊本県訓令第 1 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 1 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
別表第 1 の 13 の項及び 17 の項中「県央広域本部土木部長」を「産業技術センター所長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。